

■ OTC 類似薬の保険見直し 透析患者はどうなる？

今国会では、市販薬と同じ成分の処方薬（以下、OTC 類似薬）の一部を保険給付の対象外とする「一部保険外療養」制度の創設などを盛り込んだ健康保険法等改正法が成立しました。

その際、財務大臣と厚生労働大臣は、制度の実施に当たり、「こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患の患者、低所得者、入院患者、医師が長期使用など医学的に必要と判断した患者への配慮を検討する」との方針で合意しています。



では、透析患者や腎移植者はどうなるのでしょうか。対象となる薬には、痛み止めや湿布、保湿剤、かゆみ止め薬など日常的によく使われる薬が多く含まれています。新たな 25% の負担が生じるのか、それとも配慮の対象となり負担は増えないのか。

- 「自立支援医療」対象薬は配慮の方向 制度設計次第で負担増も -

厚生労働省は 6 月 25 日、OTC 類似薬の保険給付見直しに関する技術的検討会を開き、新たな負担を求めない患者（右表）と、負担を求めない療養の範囲（下記図表）の考え方を示しました。現在、制度の詳細について検討が進められています。

新たに負担を求めない者

- ① がん治療中の患者
- ② 指定難病患者
- ③ 国の公費負担医療制度の対象となる患者
- ④ 入院中や退院時に処方される医薬品
- ⑤ 検査や手術などに伴って処方される医薬品
- ⑥ 年間を通じて長期間使用することが医療上必要と医師が認めた患者

透析患者や腎移植者では、人工透析や腎移植に係る自立支援医療（更生医療）が国の公費負担医療制度に当たります。厚労省は、自立支援医療の対象となる OTC 類似薬については、新たな「特別の料金」（薬剤費の 25%）を求めない方向で検討しています。一方、自立支援医療の対象外となる OTC 類似薬については、制度設計によっては新たな負担が生じる可能性があります。そのため、透析患者や腎移植者であっても、すべての OTC 類似薬が追加負担の対象外となるわけではありません。

厚労省は今後も対象となる薬剤や負担の範囲などを検討し、秋ごろに制度の詳細を決定した上で、2027 年 3 月から新制度を開始する予定です。

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲の基本的な考え方 論点①

論点

- **がん患者**に関する基本的な考え方は、次の整理でよいか。
 - ・ 診断名のみで一律に別途の負担を求めないこととするのではなく、**がん治療中であり、かつ治療に関連して対象医薬品が使用されている場合に、別途の負担を求めないことと整理してはどうか。**
 - ・ 「がん治療中」の考え方は確定診断名としての「がん」（疑いを除く）を前提としつつ、**診断名のみによらず、治療実施状況（薬物療法、放射線治療、緩和治療、がん治療に関連して生じた状態への治療等）と組み合わせ判断してはどうか。**
- **難病患者**に関する基本的な考え方は、医療費助成の有無にかかわらず、**指定難病患者としてはどうか。**対象となる療養の範囲は、**難病法に倣い、当該難病と関係する療養について別途の負担を求めないことと整理してはどうか。**
- **配慮が必要な慢性疾患を抱えている方**に関する基本的な考え方は、国の公費負担医療制度による継続的な治療・医療管理に対する配慮に着目し、**国の公費負担医療を受けている者については別途の負担を求めないことと整理してはどうか。**対象となる療養の範囲は、それぞれの国の公費負担医療で助成を受ける範囲と整理してはどうか。